

Frederick Cooper,

Decolonization and African Society: The Labor Question in French and British Africa,

Cambridge: Cambridge University Press, 1996, xviii + 677 pp.

みね 陽 一

I

本書『脱植民地化とアフリカ社会』は、主として1930年代から50年代の独立までのアフリカの労働問題を扱った手堅い社会・経済史である。本書は、まず次の二重の意味で注目に値する。第1に、イギリスとフランスの植民地政策の比較研究は重要な課題として認められているが、双方の言語に堪能な研究者が少ないこともあって、本書のような本格的な研究は必ずしも多くはない。第2に、アフリカ経済史と言えば、「帝国史」か「アフリカ史」のどちらかに収斂する傾向があるが、本書は労働問題を軸に両者の統合を試みている。著者のフレデリック・クーパーは、ミシガン大学の歴史学教授であり、これまでは主として東アフリカの奴隷制に関する研究を多く著している。

まず、本書の目次を紹介しておきたい。

- 第1章 序論
- 第1部 拡張の危険と改革のディレンマ
- 序論
- 第2章 未提出の労働問題
- 第3章 帝国主義の改革, 1935~40年
- 第4章 強制労働, ストライキ運動, 開発の観念, 1940~45年
- 結 論 労働問題の提出

第2部 帝国の幻想と植民地の危機

- 序 論
- 第5章 帝国の計画
- 第6章 危機
- 結 論 近代性, 後進性, 植民地国家
- 第3部 労働者階級の想像
- 序 論
- 第7章 体系的アプローチ——フランスの労働法典
- 第8章 イギリス領アフリカにおける家族賃金と労使関係
- 第9章 国際主義者, 知識人, 労働問題
- 結 論 労働と近代化する国家
- 第4部 権力移譲と責任放棄
- 序 論
- 第10章 没落する帝国の重荷
- 第11章 植民地と中枢の分離——1950年代のフランス領アフリカ——
- 第12章 民族主義, 国際労働運動, 人種——1950年代の英語圏アフリカ——
- 結 論 脱植民地化の社会的意味
- 第13章 近代の報酬と主権の価格

本書は、序文から注と索引まで加えると総ページ数が700ページ近くに達する大著である。順を追って中身を検討してみよう。

全体の導入部である第1章「序論」は、“Everything is permitted, but nothing is possible”（なんでも許されてるけど、できることなんてありゃしない）という、パリの壁に書かれた落書きの引用から始まる。著者によれば、脱植民地化に向かう時代のアフリカにとって、可能なことは何だったのか、その可能性の領域はどう変化してきたのかを論じることが、この本のテーマである。この章ではサブアルタン・スタディ (subaltern study) やミシェル・フーコーの権力論など、アフリカ研究の文脈を離れた幅広い理論的枠組みが次々と検討され、著者の該博な知識が誇示される。植民地支配の中枢の力を過大評価してはならないが、帝国の影響力が植民地内部の人びとの生活に深く及んでいたことを無視してはなら

ない。いわば、植民地そのものを土俵として帝国主義を論じようとする姿勢も感じとれる。このように第1章では野心的な問題意識が示されるが、これに続く諸章で著者が実際に採用する分析手法は、意外に古風である。

II

本論に入る。第1部「拡張の危険と改革のディレンマ」は、1935年から45年にかけて、イギリスとフランスの植民地当局がアフリカにおける労働問題を社会問題として認識し始めた時期を扱っており、第2, 3, 4章で構成される。

第2章は「未提出の労働問題」と名付けられている。1930年代までアフリカの労働問題が未提出 (unposed) だったのは、当時の植民地当局のアフリカ観にもとづいている。アフリカ社会は「部族」文化と「首長的」な権威に支配されており、近代的な意味での労働者階級はほとんど存在せず、アフリカ人を資本主義的な環境で就労させるには何らかの強制が必要だというのが、イギリスでもフランスでも、植民地当局の根強い認識だったのである。アフリカにおける強制労働は、国際連盟の場において19世紀の奴隷貿易批判の延長線上で討議の対象となり、1930年以降、国際労働機関 (ILO) が行動を要請されることになった。ILOは1919年に設置され、戦後は国際連合の機関として再発足することになる、非常に古い歴史をもつ国際機関である。

白人農場や公共事業のための強制労働はフランス領西アフリカで広範に見られたが、フランス当局は、これは課税と徴兵の問題であり国家主権の領域に属すると主張して、ILOの批判をはねのけた。イギリス領では、間接支配にもとづく出稼ぎ労働が展開していたが、これも本質的に強制労働であった。出稼ぎ労働の利点のひとつは、不況期には容易に労働者を解雇できることだったが、これは大恐慌期に実践された。1930年代には、ILOのみならず、キリスト教会もまた人道的な観点から労働問題をとりあげ、特に出稼ぎ労働による家族崩壊に注意を傾けた。なお、フランスでは工業化のかわりに小農生産の増強

を唱道する議論も影響力をもっていたが、これもまた、近代産業に適応する少数の開化民と一般の農民大衆とを対立させる二元論にもとづくものであった。

第3章の「帝国主義の改革、1935～40年」は、1935年から40年にかけての大戦前の動乱の時期を扱っている。この時期のイギリス帝国では、1935年の西インドの反乱と北ローデシアのストライキを発端として、各地でストライキや暴動の波が起こった。イギリスはこうした事態に対処しなければならなかったが、その際のキーワードになっていくのが、宗主国の「福祉」に対応するものとしての植民地の「開発」(development) の概念であった。1930年代の植民地の争乱は、本質的に階級問題と政治問題を提起していたのだが、イギリス本国は、政治的な領域とは区別された「貧困問題」として事態を処理しようとした。その際のフレームワークが開発なのであって、それは植民地に一定の開発資金をそそぎ込むことで自足的な経済成長を達成し、結果的に政情不安定の源泉である貧困も解消に向かわせようという考え方であった。

フランスでは、1936年に人民戦線内閣が成立した。左翼政権は植民地支配そのものの是非を問うことなく、革命の恩恵を植民地に広げようと試み、その観点から植民地への「愛他的」な開発資金の投下が正当化された。人民戦線内閣は、公共事業の名目での強制労働を廃止こそしなかったが、徴募された労働者への処遇を少しは改善した。当時のフランス政府はまた、教育を受けたアフリカ人労働者の労働組合を認可し、フランス本国と同じではないにしても、それに準じた最低賃金や家族手当の給付を行おうとする姿勢をとった。当時の西アフリカの労働運動の中心は、ダカールの公務員であった。だが、そのような「文明化された」労働者はごく少数であり、一般のアフリカ人は「伝統的な農民」のカテゴリーのなかに押し留められたままであった。

1940年から45年までの時期には、第2次世界大戦によって大国の力関係が大きく変化するとともに、戦後の新しい世界秩序が真剣に模索され始めた。第4章「強制労働、ストライキ運動、開発の観念、1940～45年」は、この激しい変動の時期を扱ってい

る。まずイギリス当局は、大西洋憲章等を通じて植民地体制が批判にさらされていることもあって、帝国の枠組みを正当化する「植民地開発」の議論を深めていくことになる。さまざまな行政官やイデオログたちが、植民地臣民の生活水準の向上は生産性向上につながるのみならず、民衆の植民地支配への反発を沈静化する効果があること、労働者を家族と同居させる定住化(stabilization)を促進すべきこと、開発には十分な計画化が必要であること、植民地の財政的な自立を目指すべきであることなどを主張し、活発に論争した。

しかし、「経済開発によって植民地体制への抵抗が沈静化する」という命題を証明することは誰にもできなかったし、第2次世界大戦中のイギリス領アフリカでは、むしろ前例のないほど多くのストライキが発生していた。アフリカ植民地は戦時増産体制に向かい、鉱山やプランテーション、軍事基地建設において不足する労働力は、強制的に徴募された。その一方、ゴールドコーストで、モンバサで、北ローデシアで、ナイジェリアで、ウガンダで、連鎖反应的なストライキの波が起きていく。イギリス当局は、少数ではあるが無視できないアフリカ人労働者階級と、女性を含む都市定住民の勃興という動きに直面しつつあったのである。

大戦初期の1940年、フランスに対独協力を唱えるヴィシー政権が成立し、フランス領西アフリカもその支配下に入った。かつての左翼政権と違い、ヴィシー政権は強制労働への依存を強め、コーポラティズム的な発想に従いつつ、植民地の開発にあたっては官僚的な計画化を追求した。ただし、少数派の都市開化民と多数派の農民を分離する発想については、ヴィシー政権時代のフランスの植民地政策は、その前後の政策と強い連続性を示していたし、当時のイギリスの政策とも密接な類似性を示していた。

III

続いて後半部の中身を紹介する。第2部「帝国の幻想と植民地の危機」は、短い序論と第5、6章、短い結論部で構成される。ここでは、第2次世界大

戦の終了とともに、民族自決の原則にもとづく新しい世界秩序が徐々に姿を現し、西ヨーロッパが米ソ冷戦の狭間で防衛的な姿勢を余儀なくされるなかで、イギリスとフランスが帝国の枠組みに固執しながら新たな事態に適用しようとした様子が描かれている。

第5章「帝国の計画」は、まずフランス連合(Union Francaise)の分析から始まる。大戦末期、ブラザビルを拠点とする自由フランス勢力は、西アフリカの植民地に十分な開発資金を投下することによって、イギリスが直面していたような階級闘争の脅威に直面することなく植民地を運営できるのではないかと期待した。そして大戦後、フランス共和国政府は、本国と植民地を一体化させたフランス連合の政治的枠組みの下、教育を受けた開化民を帝国の秩序の担い手に組み込もうとする一方で、一般の農民の生活様式はできる限り保存する方策を追求した。「植民地の経済開発」に力を注いだイギリスと比べると、当時のフランスは、「連合」へと姿を変えたフランス帝国の新しい憲法体制をめぐる政治的議論に没頭していた。白人入植者の抵抗にもかかわらず、コートジボワールのウフェ・ボワニなどの尽力によって強制労働は廃止された。

植民地と本国の政治的統合を目指し続けたフランスとは対照的に、イギリスは植民地に対して、将来的には自治政府の設置を認める姿勢を見せていた。だが、イギリスは深刻な財政危機の時代を迎えており、植民地開発の目的は、貧困の除去それ自体よりも、むしろ輸出向け生産の拡大とますます密接に関連づけられていくことになる。

第2次世界大戦後になると、ヨーロッパの植民地労働政策は、以前よりも強く国際的な縛りを受けることになる。イギリスとフランスの労働政策は、ILOをはじめとする国際機関の影響から逃れられなくなった。ILOは、強制労働の廃止、最低賃金の設定、家族手当の支給、人種差別の撤廃などを求めたが、これらは植民地にも等しく適用されなければならなかった。

いずれにせよ、政治連合や経済開発を通じて20世紀後半も植民地を引きとどめ続けようとしたフランスとイギリスの計画は、幻想でしかありえなかった。

第6章「危機」は、大戦直後から拡大の一途をたどったストライキや反体制運動のインパクトを扱っている。ダカールやモンバサ、ゴールドコーストでのストライキ、フランス領西アフリカでの鉄道ストライキ、コートジボワールでの強制労働に対する反対運動、そしてマウマウの反乱など、大戦後には当局が予測できなかった事態が各地で広がった。第2次世界大戦後、イギリスやフランスが植民地における労働問題を問題として認識するようになったのは、何よりも、このような下からの運動の結果であった。

次の第3部「労働者階級の想像」では、こうした事態をふまえて、植民地当局がアフリカ人労働者階級の勃興をどのように認識し、どのように対処しようとしたかが検討される。この第3部が本書の核心であり、短い序論と第7、8、9章、および結論部で構成されている。

扱いにくい都市大衆の反乱を、植民地当局はデマゴグに騙された暴徒の反抗として認識してきた。だが大戦後は、むき出しの弾圧によって植民地の治安を維持できる時代ではなくなっていた。そこで植民地当局は、植民地の「大衆」を、労働者階級と、「ろくでなしの有象無象」と、後進的な農民とに分割しようとした。そして、就労の場に定着することを労働者に奨励するとともに、本国と類似する手段と言説に頼りつつ、労働運動を体制維持の根幹として管理しようとし始める。アフリカ人指導者の側もまた、さまざまな形態の武装反乱や暴動の場合と比べると、組織的なストライキに対する当局の反応はずっと穏やかであり、かつ目に見える成果を引き出しやすいということを学んでいた。彼らはヨーロッパの労働者階級が獲得していた成果を規範とし、ヨーロッパ的な労働運動の言説を意図的に採用しながら、植民地当局に譲歩を迫った。

ただし、宗主国によって、当局の対応には違いがあった。第7章「体系的アプローチ——フランスの労働法典」によれば、フランスは本国の制度を植民地に移植し、労働法典(Code du Travail)のもとで植民地労働運動を鑄型にはめようとした。他方、イギリスはフランスとは異なり、体系的な法律によって事態に対処しようとはしなかったものの、第8章

「イギリス領アフリカにおける家族賃金と労使関係」によれば、労働者の賃金に家族手当を組み込み、労働者の都市定住を促進することで、新世代の労働者を産業文化に導き入れようとする方向に進んでいた。

こうした変化の背景として重要だったのが、大戦後の労働運動の国際化、ILOをはじめとする国際機構の整備、そして知識人の言説の交流であった。第9章「国際主義者、知識人、労働問題」は、こうした次元を詳しく検討している。1948年にはインターアフリカ労働会議(IALCs)が設置され、労働問題に地域的に取り組むことが容易になった。

大戦後のイギリスとフランスは、植民地における労働問題の存在を初めて正面から受け止めつつも、できあいの制度を植民地に移植することで困難を切り抜けようとしていた。だが、ヨーロッパを参照基準として賃上げを求める植民地労働運動の圧力と、国際的な監視とによって、やがて宗主国は冷徹な損得勘定を強いられることになる。結果的にイギリスとフランスが植民地放棄へと動いた経緯について洞察を与えているのが、最後の第4部「権力移譲と責任放棄」である。

最初の第10章「没落する帝国の重荷」では、西ヨーロッパの相対的な没落を背景に、イギリスとフランスが植民地支配の費用と便益を天秤にかけるに至った経過が概観されている。フランスは、アルジェリアやインドシナで発生した暴力的な事態を背景に、アフリカをフランスの影響力のもとにつなぎ止めることに固執していた。だが、本国と植民地の一体化を目指すほど、植民地の労働者には本国に近い処遇を与えなければならず、植民地支配の経済的負担は大きくなった。

したがって、アフリカ人の労働組合指導者がヨーロッパ的な言説をうまく操っている限りにおいて、その政治的自律性の要求は、フランス本国にとっても十分検討に値するものであった。この点を考察したのが第11章「植民地と中枢の分離——1950年代のフランス領アフリカ——」である。共産党系の労働総同盟(CGT)を軸とする路線対立は西アフリカの労働運動にも屈折した影響を与えた。フランス本国と西アフリカを切り離す流れを決定的にしたのは、

1956年の基本法(Loi Cadre)の制定であった。

第12章「民族主義、国際労働運動、人種——1950年代の英語圏アフリカ——」は、これと並行するイギリス領アフリカの動きを扱っている。イギリスは、クワメ・ンクルマのガーナの動きを注意深く監視しながら、自立するアフリカ諸国の労働運動が共産主義に傾倒しないよう細心の注意を払った。

結局のところ、フランスとイギリスは、1950年代までに、少数ながらヨーロッパ的な規範に従って行動する近代的アフリカ人を創り出すことに成功し、彼らにアフリカを監督する責任を移譲しながら植民地から撤退することになる——少なくとも、両国はそのよう行動したつもりでいた。そして、植民地における近代的アフリカ人を担い手とする最大の勢力こそが労働組合だと考えられたのである。

本書全体の結論部である独立した終章が、第13章の「近代の報酬と主権の価格」である。ここで紹介されている統計資料によれば、独立前の賃金上昇率は、制度化された労働法典をもつフランス領アフリカの方が、イギリス領アフリカよりはるかに大きかった。著者は最後に、現代アフリカにおける労働者階級は決して労働貴族ではなく、現在もなお進歩的な勢力であり続けていると指摘している。

IV

最後に、本書に関する評者の全般的な印象を記しておこう。本書の膨大な注を検討すると、英語およびフランス語の植民地行政に関する公文書が丹念に調べあげられており、そのきめ細かい実証には圧倒される。また、参考文献のリストに並べられた単行本を見ると、本書のテーマとは直接関係ないものでも、選りすぐりの良書がそろっている。地道な実証と関連分野への幅広い目配りの双方を兼ね備えた重厚な書物として、本書は瞠目すべき第一級の研究書である。

特に評者が強い感銘を受けたのは、以下の諸点である。第1に、植民地労働運動がヨーロッパ型の労働運動の言説を内面化させながら、いわば「敵の武器」を使って宗主国に譲歩を迫り、最終的に独立を

獲得していくまでの流れを——その「敵」の立場からではあるが——克明に描き切っていることである。そこでは、帝国主義と民族運動の単純な二分法は周到に排除され、民族運動が一面では西欧的規範の産物でもあるという構図が浮き彫りにされている。

第2に、イギリスとフランスの植民地行政の相違点と共通点を、国際関係の変化を背景に、細部のニュアンスまで明らかにしていることである。これまで、イギリスとフランスの植民地統治術については、間接統治か同化政策かという二分法にもとづいて過度に単純化されてきたきらいがあるが、本書のように英語とフランス語の文献を対等に参照した本格的な比較研究は、空白を埋める野心的な試みだと言ってよいだろう。イギリスとフランスそれぞれの内部で、植民地支配をめぐる言説には驚くべき多様性があった。また、個々の植民地宗主国のみならず、国際機関とりわけILOが果たした役割に十分な目配りをきかせていることも新鮮である。

第3に、「開発」という手垢がついた観念の起源に関する分析は、特に興味深く読むことができた。イギリス植民地行政に携わる官吏や研究者のサークル内において、すでに1940年代の時点で、現代の途上国開発にかかわる問題と同種の問題群の多くが語られていた(第4章)という事実の発見は、評者には非常に大きな収穫であった。

ただし、これだけの大著を読み終えた読後感を正直に述べると、多くの貴重な情報を得ることができた反面で、やや肩すかしをくらったような印象も受けた。感覚的な言い方をしてしまうと、「アフリカらしさ」がまったく感じられないのである。丁寧な文献考証が本書の最大の価値だと思われるが、ここで使われている史料は基本的にすべて英語とフランス語で書かれている。そして、本書のなかに登場するアフリカ人の姿の大部分は、ヨーロッパ人およびこれらのヨーロッパ言語のフィルターを通して描かれている。

そのこと自体が悪いわけではない。埋もれた公文書から事実を再構築しようとする試み自体には大きな価値があるし、アフリカ史研究の「書かれた素材」の大部分がヨーロッパ諸言語を媒体としていること

は不可避的な制約でもあるからである。だが、問題は力点の置き方であり、公文書の行間を読もうとする努力なのではあるまいか。アフリカ史研究において、植民地行政に対するアフリカ人の主体的、集団的、創造的な反応を重視する姿勢の大切さは、すでに大方共有されていると思うのだが、本書における著者の饒舌な語りのなかに、アフリカ人自身の経験と思考に寄り添おうとする姿勢はほとんど感じられない。また、アフリカ大陸の住民の圧倒的多数を占めている農民（および出稼ぎ民）たちの生活空間が、これだけ幅広いテーマと地域を扱っている本書において形式的な言及以上の扱いを受けていないところにも、やはり大きい不満が残る。

第1章の序論によれば、本書のテーマは、ヨーロッパ人とアフリカ人の労働に関する「言説の交差」を分析することだとされているが、実際に叙述されているのは相互作用ではなく、むしろヨーロッパ的な言説空間がアフリカに与えた一方向の影響にすぎないように思える。アフリカ人の登場人物は、ヨーロッパ的な言説を行使して自己を構築しようとする少数の政治家と知識人だけである。アフリカ人の大衆的な反乱やストライキが当局に植民地領有を放棄させた最大の要因だったことは承認されているが、個々の事件については公文書の情報に依拠して淡々と事態が記述されるだけであり、社会的抵抗が発生する内的なダイナミズムについては、おおむね、「貧困→賃上げ圧力→ストライキ」というレベルの平板かつ経済主義的な説明にとどまっている。

第3部のタイトル「労働者階級の想像」(The Imagining of a Working Class)などで多用される「想像」という用語は、ベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』の議論に触発されたものようである。ただし本書では、アフリカ諸国の独立運動の担い手たちが西欧を規範とする「国民国家」の誕生を目指しつつ、民衆を新たな想像の共同体へと動員することに失敗した現実のプロセスが描かれて

いるわけではない。本書で検討されるのは、アフリカに西欧的な労働者階級が存在すると「想像」するに至った植民地当局の官吏たちと、その共犯者として遅れて登場したアフリカの労働運動指導者たちの言説だけに限定されている。そして本書の分析は、これらの狭いエリートの言説の枠内で自己完結しており、権力移譲の動きが同時代のアフリカ社会そのものに与えたインパクトにはほとんど光が当てられていない。本書では、アフリカ人にとってのアフリカではなく、ヨーロッパ人官吏が「想像」したアフリカの諸類型が考察されているにすぎず、それ以外のものを期待する読者には、相当な失望感が残ることになるだろう。たとえば、アフリカ人への権力移譲を全面的な考察の対象としているはずの第4部において、パン・アフリカニズムに関する記述が1行もないのは、相当に奇妙なことではなからうか。

もちろん、比較植民政策論に類する研究分野の存在価値が、完全に消え去ったわけではない。独立期の宗主国側の新たな公文書が次々と利用可能になっているだけに、これから論争や新事実の発見も多くなっていくことだろう。さらに、アフリカの農村研究が目覚ましく進展している分だけ、ヨーロッパ的規範を多かれ少なかれ内在化させながら独立運動や労働運動を指導した都市階層の歴史的生成に焦点を当てる研究に、かえって意外な新鮮味が感じられるのも事実である。

社会科学的なアフリカ研究も多様であっていい。本書は専門的な研究者でも通読しようとするに相当に苦痛を感じる大部の本だが、読者の関心領域によって、おそらくさまざまな読み方が可能になることだろう。独立期のアフリカの労働問題を扱う書物としては、本書はもっとも新しく包括的な部類に入る研究書であり、とりあえず、丁寧な参照に値する本だということができる。

(中部大学国際関係学部助教授)